

平成 23 年 3 月 31 日

## おおぞら農業協同組合行動計画

全ての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

2. 内 容

目 標 1 女性の育児休業取得率を 70%以上にする。

<対策> 育児休業制度や産前産後休業の周知・啓発を実施し、管理職への研修を年に 1 回以上実施、出産予定者へ制度等周知を徹底する。  
また、職場内広報による職員への周知を行う。

目 標 2 労働者が子供の看護のための休暇を取得できる制度を導入しているが、利用者が少ないことから、引き続き、管理職、一般職員に周知する。

<対策> 看護のための休暇を取得できる制度の周知・啓発を実施、管理職、一般職への周知を実施する。  
また、職場内広報による職員への周知を行う。

目 標 3 年次有給休暇の取得日数を、1 人あたり平均年間 7 日以上にする。

<対策> 有給休暇取得日数が少ないことから、有給休暇の計画的取得および取得の周知・啓発を、一般職、管理職への周知を実施する。